

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

<p>二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市大字根岸字下手町四八八番一 先から同市大字下内間木字散在一四七 八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年六月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平 成 四 年 十 一 月 二 十 七 日 付 け 埼 玉 県 告 示 第 千 六 百 十 九 号 及 び 平 成 二 十 四 年 十 一 月 三 十 日 付 け 埼 玉 県 朝 霞 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 十 七 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 一 部 供 用 開 始 で あ る 。 延 長 八 三 〇 ・ 〇 〇 メ ー ト ル</p>	<p>備 考</p>